様式第六（第十六条、第十六条の二、第九十九条、第百条、第百十四条の六十九、第百十四条の七十、第百二十七条、第百三十七条の六十五、第百三十七条の六十六、第百七十四条、第百七十六条、第百九十五条、第二百六十五条、第二百六十五条の二、第二百六十五条の三関係）

変　更　届　書

業務の種別		再生医療等製品販売業	
許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日		第５４〇〇〇〇〇〇〇〇号　平成〇〇年〇〇月〇〇日	
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所	名称	〇〇株式会社	
	所在地	東京都新宿区西新宿二丁目８番１号　〇〇ビル１階	
変更内容	事項	変更前	変更後
	（変更した事項を記載します。）	（変更前の内容を記載します。）	（変更後の内容を記載します。）
変更年月日		平成××年××月××日	
備考		関係書類については、下記店舗の変更届書に添付済 記 1　店舗等の名称及び業種：卸売販売業 2　店舗等の所在地：東京都〇〇区〇〇〇〇 3　提出先：健康安全研究センター薬事監視指導課 4　提出年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日	

有効期間の開始日を記載してください。

変更が発生した日付を記載してください。

登記事項証明書等添付書類を既に提出している場合は、右欄の内容を記載することで省略できます。

上記により、変更の届出をします。

年　月　日

届出日を記載してください。

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）　株式会社〇〇薬品
代表取締役　東京　太郎　印

開設者住所・氏名を記載してください。

登録した代表者印を押印してください。

東京都知事　殿

東京都　保健所長

電話番号　（　　）
担当者名

連絡先・担当者氏名を記載してください。

変更届出書　注意書

（注意）

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3　業務の種別欄には、薬局、第１種医薬品、第２種医薬品、医薬部外品、化粧品、第１種医療機器、第２種医療機器、第３種医療機器若しくは薬局製造販売医薬品の製造販売業、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは薬局製造販売医薬品の製造業、認定外国製造業者、登録認証機関、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業（指定視力補正用レンズのみの販売業又は貸与業を除く。）、指定視力補正用レンズのみの販売業若しくは貸与業、特定管理医療機器の販売業若しくは貸与業（補聴器又は家庭用電気治療器以外の特定管理医療機器を販売又は貸与する場合に限る。）、補聴器若しくは家庭用電気治療器のみの販売業若しくは貸与業、補聴器及び家庭用電気治療器のみの販売業若しくは貸与業、管理医療機器（特定管理医療機器を除く。）の販売業若しくは貸与業又は医療機器の修理業の別を記載すること。

　なお、様式第114による届出に記載された事項に変更を生じた場合における令第74条第１項の規定による届出の場合は、業務の種別欄に、赤字で「輸出用」と付記すること。

4　医薬品等の製造業者若しくは認定外国製造業者又は医療機器の修理業者については、この届書は地方厚生局長に提出する場合にあつては正本１通及び副本２通を、厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本１通を提出すること。

5　管理医療機器の販売業又は貸与業にあつては、許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日欄にその販売業又は貸与業の届出を行つた年月日を記載すること。

6　配置販売業にあつては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄の記載を要しないこと。

7　管理者の変更の場合は、変更後の管理者が薬剤師又は登録販売者であるときはその者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を、責任技術者の変更の場合は、変更後の責任技術者が第91条第１項から第４項までの各号のいずれに該当するかを、営業所管理者の変更の場合は、変更後の営業所管理者が薬剤師以外の者であるときはその者が第154条各号のいずれに該当するかを、高度管理医療機器等営業管理者の変更の場合は、変更後の高度管理医療機器等営業管理者が第162条第１項各号又は第２項各号のいずれに該当するかを、特定管理医療機器営業管理者等の変更の場合は、変更後の特定管理医療機器営業管理者等が第175条第１項各号のいずれに該当するかを変更後欄に付記すること。

8　管理者以外の薬剤師又は登録販売者に変更があつた場合のうち、新たに薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者となつた者がいる場合には、その者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。

9　業務を行う役員の変更の場合は、備考欄に、変更後の役員が法第５条第３号イからへまでのいずれかに掲げる者又は成年被後見人に該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは「なし」と記載すること。

10　登録外国製造業者又は認定外国製造業者にあつては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。また、署名をもつて押印に代えることができるものとする。